

高齢者医療制度見直しの視点

神奈川県立保健福祉大学 山崎 泰彦

I 見直しに当たっての現状認識

- ・ 施行時の混乱(事務レベルの問題と情緒的・感情的な議論)はかなり收拾・沈静化したのではないか。世論調査では、「制度の存続」または「細部を見直して存続」が多数で、特に高齢者層においてその傾向が強い。
- ・ 現行制度には、10年にも及ぶ議論を経て、利害関係団体が互いに譲歩しつつ合意を得たという価値がある。その意味では、当面の見直しに当たっては、現行制度の基本的枠組みを前提にした微調整にとどめるべきではないか。
- ・ 近年、国民の間で医療に対する不満が高まっているが、その相当な部分は医療費(診療報酬)の過度な抑制に起因するものであって、高齢者医療等の医療保険制度の枠組みの問題とは区別して考えるべきではないか。(以下は微調整に向けての視点である。)

II 被用者保険の高齢者医療拠出金の算定方法

- ・ 老人保健制度の廃止を求めた最大の勢力である健康保険組合の十分な支持が得られていない。健保連は前期高齢者医療に対する拠出金の増加による組合の財政圧迫を問題にしている。その典型が西濃運輸等の一部の組合の解散である。

- ・問題は 1,500 余の健保組合間で著しい格差があること。保険料収入に対する高齢者医療拠出金の割合が 60%以上になる組合がある一方で、20%に満たない組合もある(平成 20 年度予算)。その主な原因は、拠出金が組合の財政力を一切考慮しない、被扶養者を含む加入者数に応じた負担であることがある。ちなみに、加入者 1 人当たり総報酬額には、最高 527 万円から最低 169 万円の幅(3.1 倍)があるから、他の条件が等しければ拠出金の割合に 3.1 倍の格差が生じることになる。極めて逆進的な拠出金負担である。
- ・しかしながら、前期高齢者医療拠出金には合理的な要素もある。それは老人保健制度と同様に、医療費水準は調整対象外とした上で、高齢者の加入率を調整していることで、疾病予防等による高齢者医療費の適正化とか、高齢者雇用の促進による拠出金の軽減など、保険者努力に対するインセンティブが確保されていることである。
- ・以上のこと考慮すると、現行の前期高齢者医療拠出金の合理性を残しつつ、被用者保険の保険者に限定して、高齢者医療拠出金について総報酬額に応じた按分負担の要素を組み込むという見直しを行うべきではないか。ただし、この場合、現行の退職者医療制度と同様に、総報酬按分にすることの論理的帰結として、協会健保に対する高齢者医療拠出金に係る国庫負担は廃止される。
- ・一方、この見直しについては、上記のような形での法律改正によらず、組合主義を推進するという観点から、健康保険組合が自ら現行の組合間の財政調整事業を拡大・本格化するという対応もありうる。将来的な課題として、前期高齢者医療に対する公費負担増がありうるとしても、まずは総報酬額按分の要素を組み込み、組合間の調整を進めるのが先決ではないか。

III 国保・高齢者医療の保険者の単位

- 同じ地域保険でありながら、国保は市町村保険者で、高齢者医療は都道府県単位の広域連合になっているのは、75歳を境に保険証が変わることによる煩雑さや感情的問題等があるばかりか、理論的にも説明できない。地域でサービスの提供と利用が完結する医療の特性と実態からすれば、保険者の単位は通常の医療需要がほぼ充足される第二次医療圏(358)が最適である。したがって、長期的な将来展望としては、第二次医療圏を基本にした広域連合を設立するか、さらなる市町村合併の推進を待つことになる。
- 有力な提案として、国保を都道府県単位化し、これに後期高齢者医療を統合する「舛添厚生労働大臣私案」があるが、これには問題が多い。医療費の実態(老人医療費や年齢構成を補正した実質医療費)は町村のほうが低く、都市部のほうが高い。収納率も町村が高く、都市部が低い。その結果、大都市部ではやむなく一般会計からの繰り入れによって收支の均衡を図っている。総務費の割合も保険者規模による差は見られず、大都市の規模の経済も働いていない。

国保の市町村規模別比較(平成18年度)

	1人当たり老人医療費(円)	保険料(税) 収納率(%)	一般会計法定外 繰入金割合(%)	総務費割合 (%)
市 計	845,946	90.02	3.2	1.6
15 大都市・政令市	915,875	87.82	6.4	1.8
10 万人以上の市	865,516	89.75	2.3	1.4
5~10 万人未満の市	821,143	90.39	2.5	1.5
5 万人未満の市	798,216	91.92	1.6	1.6
町 村	789,447	93.51	1.2	1.7
合 計	836,660	90.39	3.0	1.6

(資料)国民健康保険中央会等「国民健康保険の実態」

- 以上の実態からすれば、国保の問題はむしろ大都市のほうが深刻である。逆に、構造的問題についてきちんと支援すれば、むしろ町村国保のほうが健全経営が可能になる。都道府県単位になれば、医療費が高く、収納率が低い都市部と、医療費が低く、収納率が高い町村部の財政が共同化されることになり、効率性が低

下し、受益との関連で見れば不公平も拡大する。不均一保険料の設定はこの問題への一つの対応であろう。

- ・ 医療の実態、あり方からすると、後期高齢者医療は介護との連携も必要になる限りなく地域に密着したサービスである。一方、現役世代の医療はより広域的であるが、しかしその場合でもほとんどは第二次医療圏で完結する。その意味でも、当面の高齢者医療や国保制度の見直しに当たっての軸足は市町村に置くべきであろう。
- ・ 国保の問題は、財政の問題と行政(事務)の問題に分けて考えるべきである。小規模保険者ではリスク分散が図れないという問題については、共同事業や再保険を強化すればよい。小規模市町村では、高齢者が多く医療費が嵩むとか、低所得者が多く負担能力が乏しいという問題については、制度間の調整や国保制度内の調整交付金で対応できる。しかし、行政力の問題は如何ともしがたい。課題は行政力の乏しい市町村をどのように支援するかということ。これは国保だけではなく、行政全般に及ぶ課題である。この問題に対しては、都道府県による支援の強化のほか、国保連による事務の共同化の一層の推進、小規模町村国保を対象にした広域化さらには都道府県営化などが検討課題になろう。
- ・ そのほか、都道府県の役割としては、市町村や後期高齢者医療広域連合に対する指導監督や三位一体改革で移譲された都道府県調整交付金の配分等による調整機能の強化、都道府県医療費適正化計画の推進状況に応じた診療報酬の特例措置のあり方の検討などが課題であろう。

75歳で線引き 後期高齢者医療



別建ての制度になつてゐる。——75歳以上の高齢者が、え方を逸脱してゐる。——ふうあるべきか。
尾形 そつが新制度で一番の問題点だ。若い人に比べて病気になりやすくて、医療費が多くかかるハイリスクなケループを分離して制度を作ると、会のさまざまの制度は、年齢によるものが本來のあり方だ。高齢化が急速に進む中で、社会保険本来の考

4月に始まった後期高齢者医療制度(長寿医療制度)で、75歳以上が若い世代と別建ての制度とされたことが議論を呼んでいる。高齢者の医療費を支える仕組みは、どうあるべきか。

A black and white portrait photograph of a man from the chest up. He has dark hair and is wearing a dark suit jacket over a light-colored shirt and a striped tie. The photo is grainy and appears to be from a newspaper or magazine.

やすひこ 泰彦氏

博雅

日本の医療保険制度は、
①主に大企業が設けてい
る健康保険組合②中小企
業サラリーマンの政府管掌
健康保険③自営業者や無職
の人などが加入する市町村
の国民健康保険——に制度
が分かれている。今年の自
治会委員。専門は医療経営・管理学。56歳。

後期高齢者医療制度
までの老人保健制度では、
75歳以上の高齢者を各医療
保険に加入させたままで、
制度間で財政調整を行つて
いた。
新制度では、75歳以上の
保険給付に必要な財源につ
いて、1割を高齢者本人の
険料を徴収される。
各医療保険制度からの支援
金、幾らか割を税でまかな
うといふ負担のルールが明
確にされた。これまでサラ
リーマンの被扶養者だった
75歳以上の人も、新たに保

*
主張し、老人保健制度を支持する政治勢力はなかつた。そこで、高齢者にも充分の保障を終り、63年から現職。編著に「医療制度改革と保険者機能」。専門は社会保障論。62歳。
山崎 確かに、老いたも若きも、富める人も貧しい人も、同じ制度の中で支え合ひの形で、本来の姿だと思う。だが、「本の医療保険は分立し、高齢者は国民健康保険で、現役者は健康保険組合などの被扶

現役と別建て 現実的

は拠出金負担が増え、労使ともに強く反対していた。一方、日本医師会は高齢以上を切り離し、財源の9割を税でまかなか別途を求めていた。政治的にも与野党ともに改革を主張もある。

者保険へ偏り、制度間の所得格差もある。」のままだが国民健康保険が抜擢して山になってしまった。制度の一本化しかねない制度間の徹底した財政調整を求める意見もあるが、関係者

のではなか。
総理がおられる年齢が75歳であることにござります。
山崎 そりは再検討の余地
がある。私自身は、65歳以上
の独立方式を提案していた。

山崎 今の75歳以上と同じように、割合を税でまかなかう場合、はるかに多くの税財源が必要になる。税制改革による増税が不可欠なので、すぐに対象年齢を65歳まで引き下げたい。(混長)は誰へい。

世代間対立強まる恐れ

「エイジズム」の制度は、賢明な政策選択と思えない。——年齢で区切るというふうな
るか。
尾形 以前の老人保健制度でも、各医療保険制度が高齢者医療制度に多額の支援金を払わなくてはいけないのか」という疑問を持つのですが、
——各制度が支払う支援金

图形、田本が手本にしてきた
たドイツやフランスなど、國
民の大半が対象となる本格
内需保護政策を採用して

なひすみを生んでいる。中長
期的には税の投入を抑え、保
険料を引き上げないと、高齢
者医療だけでなく、医療全体
が貧弱になってしまふ恐れが
ある。

七十五歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療・保険制度の改革は市町村しかありません。国・都道府県による量産的支援体制が必要である。また、保険医療機関の指定や診療報酬の決定など医療に関する権限を國から地方に移譲していくべきである。

高齢者については一本化した独立保険を創設し、高齢者医療に絞ったのはそうした利害関係のものである。

六十五歳以上七十五歳未満の前期高齢者は年齢構成が異なっている。

高齢者については、改革を実現するのである。

まだ、現状でも国保負担がまだという問題がある。

改革で、国保に都道府県負担が導入された。三位

一しておひ、残る割合を

フードセイ社会的入院を解消する上で、國と地方

負担は加入者数に応じた負担であり、政管健

のだが、今後は国保の基盤強化と地域医療の充実

に向け、都道府県の積み立てを求める。

一方、被用者保険の被扶養者も、都道府県と

被扶養者からの保険料徴収も考慮される。

この問題は、年金の支給を受けた地方社

会や地域医療計画の策定にかかるが、医療機関の指定・保険医

負担が導入された。三位

一体改革を要請とするも

議論を要する。

改めて、国保に都道府県負担が導入された。三位

2005年(平成17年)7月7日(木曜日)

経済教室

基本方針は
妥協の産物

来年の医療保険制度改革
満の前期高齢者は年齢構

革に向けて、社会保険審

議会の審議が最終段階を

迎えている。テーマは、

政府が二〇〇三年の「基

本方針」で掲げた、新た

な高齢者医療制度の創

設・保険者の再編・診療

報酬体系の見直しの三

つ。本稿では高齢者医療

制度の創設を中心に、主

に位置するが、被

用者と自営業者のグル

ープを生涯わたって分離

する「架空抜け方式論」

や、両者を完全に統合す

る「一本化

論」。その

中間が制度

分立を前提とした上の

財政調整論」で、その

これに対して基本方針

は、七十五歳以上の後期

後高齢者になるため、

これを徹底するものとなる。

した「リスク構造調整

論」である。

これに対して基本方針

は、七十五歳以上の後期

後高齢者になるため、

これを徹底するものとなる。

このことで、

市町村が保険者に

経済教室

は、

本紙

は、

月刊

は、

経済

は、

本紙

は、

<p